

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性とコンプライアンスを確立し、柔軟で効率的な事業運営を行うことによって健全かつ永続的に成長・発展を遂げることがすべてのステークホルダーに対する社会的責任であり、その責任を果たしていくことがコーポレート・ガバナンスを実現することであると認識しております。そして、このコーポレート・ガバナンスを実現し、維持するため、会社諸規程・諸規則を整備し、業務分掌・職務権限の明確化を行うとともに、内部統制システムを整備・運用し、内部管理体制の充実に向けて継続した取り組みを行っております。具体的には、全社統一の企業理念の下、品質・環境および内部統制に関する基本方針を掲げ、さらに組織単位で目標を設定し、達成に向けて活動するとともに、事業活動全般における継続的改善を進めております。また、一人ひとりが自己の職責を果たす際の指針・規範となる「行動指針」、「倫理行動規範」を定め、すべての役員および社員にこれらを周知させております。以上の活動を通じて、各部門の事業目的および今後の事業展開の方向性、そして当社が担うべき社会的役割を全社で共有し、ひいてはこのことが当社の企業価値向上につながるものと確信しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
新生紙パルプ商事株式会社	1,812,200	16.00
昭和ボックス株式会社	1,244,200	10.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	538,700	4.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,000	3.09
サンエー化研社員持株会	340,000	3.00
みずほ信託銀行株式会社	300,000	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	257,300	2.27
双日プラネット株式会社	227,000	2.00
株式会社みずほ銀行	200,000	1.76
山田 次夫	126,200	1.11

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	化学
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項は特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

取締役会には社外監査役(2名)が基本的に毎回出席し、外部の客観的視点から取締役会の運営と各取締役の業務執行の適法性・適正性をチェックしており、当社としましては社外監査役が毎回取締役会に出席できるよう開催日程等の調整を行っております。また、常勤監査役(1名)は取締役会のほか経営会議・常務会などの重要会議にも基本的に毎回出席し、同様に業務執行のチェックを行っております。これらのことから、社外取締役の選任はなくとも経営監視機能は有効に働いていると判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人との監査報告会を年2回以上開催し、監査計画、監査結果等、監査に関する情報交換を積極的に行っており、互いに連携をとりながら監査の実効性、効率性の向上に努めております。また、社内に確立された内部統制システムの有効性についてそれぞれ検証を行い、社長をはじめ各取締役に対して、連携して、見直し・改善の要請を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

社長直轄の組織として内部監査室を設置し、社長の指示、命令の下に社内各組織および連結子会社に対する内部監査を行っておりますが、監査の計画および実施結果は監査役にも報告され、必要に応じて助言を受けております。また、内部監査室によって作成・保管されている監査調査等の資料は、監査役がいつでも閲覧することができ、逆に、監査役が行った監査についても、必要な情報は内部監査室に提供され、監査に関する情報共有と意見交換が随時行われております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 隆	他の会社の出身者			○	○					
佐々木 英一	他の会社の出身者			○	○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐藤 隆	佐藤隆氏は、当社の大株主である昭和パックス(株)に所属しておりますが、現在まで同社の業務執行を行う立場にないだけでなく、同社の常勤監査役として各取締役の業務	佐藤隆氏は、事業内容や業態という点で当社に近い特徴をもつ昭和パックス(株)において経理部長、盛岡工場長などの要職を歴任しており、同氏の経理・財務の専門家と

	執行に対して適法性・適正性の監査を行う立場にあります。従って、一般株主との利益相反のおそれはないことから、同氏を独立役員に指定しております。	しての知識と経験は、当社の監査役としての職務に十分活かされるものと認め、当社の社外監査役として適任と判断致しました。
佐々木 英一	佐々木英一氏は、当社の大株主であり営業上の取引先でもある新生紙パルプ商事(株)に所属しており、平成19年6月に同社の取締役選任され、その後常務取締役に就任しましたが、平成22年6月に退任し、現在は同社の常勤監査役に就任しております。	佐々木英一氏は、新生紙パルプ商事(株)において業務部門のトップとしての経験が長く、その間に同氏が培ってきたビジネス経験や実績ならびに専門知識が当社の監査体制の強化に活かされるものと認め、当社の社外監査役として適任と判断致しました。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

佐藤隆氏は、直前事業年度において開催された取締役会12回および監査役会7回にすべて出席し、審議に際して必要な発言を適宜行っております。
佐々木英一氏については、平成22年6月28日をもって監査役に就任したため、直前事業年度における活動実績はありませんが、前任の藤原暉昭氏は、直前事業年度において開催された取締役会12回および監査役会7回にすべて出席し、審議に際して必要な発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現段階においてその必要性はないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

役員内規に従い、株主総会で承認された範囲内で、取締役および監査役に報酬を支払っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外監査役(2名)に対しては、あらかじめ所属先での予定等を確認した上で決定した年間開催スケジュールを連絡し、開催毎に概要を記した「取締役会招集ご案内」を事前に送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

経営の意思決定については、毎月開催される定時取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、取締役および監査役が原則全員出席して、慎重に審議した上で決議されます。特に経営戦略上の重要事項については、取締役および常勤監査役によって構成する経営会議を取締役に先立って開催し、事前に審議を尽くすことによって、取締役会での審議および決議が円滑・迅速に行えるよう運営しております。

円滑・迅速な経営の意思決定と同様に、業務執行の効率化・迅速化も重要課題ですが、当社では、これに対応するため執行役員制度を導入し、必要員数の執行役員を選任しております。執行役員は、取締役会における意思決定に従って、取締役に代わって職務執行を行うことが認められており、これによって、意思決定事項を迅速に事業活動に展開しうる体制が確立しております。

各取締役の職務執行については、取締役会が監督しておりますが、監査役3名が取締役会に出席し、公正かつ客観的な立場で質問し、意見を述べることによって、各取締役の職務執行に対する監査と取締役会の運営に対する監督を行います。中でも常勤監査役は、会社資産の状況調査、社内の重要会議への出席およびすべての取引の決裁記録や会計証憑の閲覧が認められており、これらを通じて各取締役の職務執行の適法性・適正性について監査を行っております。

また、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて社内各部門および連結子会社に対して業務監査および財務報告に係る内部統制監査を実施しており、監査の結果、不備等があれば、当該部門に是正・改善を促します。監査の状況および不備等に対する是正・改善の結果については、社長および監査役に報告するとともに、社内に構築した内部統制システムの有効性を検証します。

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツ(平成21年7月1日をもって監査法人トーマツは有限責任監査法人トーマツに移行しました。)と監査契約を締結しております。直前事業年度における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同法人に所属する中井新太郎氏および田村剛氏であります。

取締役候補者の指名については、代表取締役および役員候補者が、人格、能力、成果および将来性を考慮して候補者を絞り込み、経営会議で協議の上決定しております。また、役員報酬等の額については、役員区分とその在任年数に基づき、従業員給与との整合性および業績等を勘案し、決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに代表取締役を説明者として開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	年4回の決算短信、年2回の報告書、有価証券報告書、四半期報告書、IRリリース等を掲載しております。	なし
IRIに関する部署(担当者)の設置	経営企画部長がIRを担当統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、健全かつ効率的な経営、コンプライアンスの徹底ならびに適時・適切な情報開示を行うことが、株主をはじめステークホルダーに対する社会的責任と認識しており、基本的に会社諸規程・諸規則はこの責任を果たしていくことを前提に整備しております。その中でも倫理・コンプライアンス規程および倫理行動規範は、社会規範・企業倫理に則った企業経営によって、すべてのステークホルダーの期待と信頼に応えることを重要な目的の一つとして制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全活動の一環として、本社および全生産拠点においてISO14001の認証を取得し、維持しております。具体的な活動としては、製品および事業活動における環境負荷の低減を積極的に進めるとともに、環境に関する社外からの情報や要望事項を受け、これらに真摯に対応することによって、取引先の他、地域住民の方々とも良好な関係を保っております。さらに内部通報制度の確立や倫理行動規範の制定・周知ならびにコンプライアンス教育の推進等によって、CSR活動への取り組みを深めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理行動規範の中で、経営状況および事業活動について適時・適切な開示を行うことによって、すべてのステークホルダーから当社に対する正しい理解が得られるよう努力することを明言しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 ■ 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備致します。

- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 倫理・コンプライアンス規程および倫理行動規範を定め、すべての取締役および使用人に対して、法令、社会規範および定款ならびに会社諸規程の遵守を義務づけるとともに、これらの遵守の重要性について周知致します。
 - コンプライアンスに関する主管部門を定め、法令、社会規範および定款ならびに会社諸規程の遵守のための施策を立案し、コンプライアンスの推進に努めます。
 - 万一、法令、社会規範および定款ならびに会社諸規程に対する違反が発見された場合は、倫理委員会を開催して原因究明および再発防止処置の検討を行い、当該部門に処置の徹底を命ずるとともに、他部門への展開を図ります。
 - コンプライアンスに関する社内教育を定期的実施し、取締役および使用人の倫理観を養うとともに、法令等の正しい知識を有していなかったことによる違法行為を未然に防ぎます。
 - 社内不正や違法行為に対する内部通報窓口を設け、すべての取締役および使用人が互いに監視・通報できる体制を整備します。
 - 反社会的勢力との関係を絶ち、不法・不当な要求には一切応じないことを経営の基本姿勢とし、すべての取締役および使用人に徹底するとともに、対応部署を定めて所轄警察署その他の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との関わりを持つリスクを排除します。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る情報については、関連法令および文書管理規程に基づき、その媒体に応じた適切な管理を行います。
 - 保存が必要な文書は、期間を定めて適切に保存し、取締役、監査役または会計監査人が必要とする場合、期間内であれば対象文書の閲覧ができるよう管理します。
 - 機密情報を含む文書については、その取扱方法および廃棄方法を定め、機密情報が外部へ漏洩しないよう管理します。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社の各業務プロセスに内在するリスクについては、会社諸規程および各種マニュアルを整備し、リスクをあらかじめ特定した上で管理の方法を具体的に定めます。
 - 外部の不確定要因によって損失発生に至る可能性がある経営上のリスクについては、現実的なリスクをあらかじめ特定し、発生の可能性および重要性が高いと判断されるリスクについて取るべき対応を経営会議等で協議するものとします。
 - 万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長は速やかに対策本部を設置し、経営に与える影響に応じて自らあるいは他の取締役または使用人を本部長に任命し、本部長の指揮による迅速な対応によって、損失の拡大防止に最善を尽くすものとします。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役および常勤監査役で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について取締役会に議案を提出する前に、同会議において十分に審議致します。
 - 経営会議において審議、承認された議案は、同会議の構成員の他、本社部門長および事業所長が出席する常務会において必要に応じて事前説明または意見聴取を行い、取締役会の決議後、各取締役が円滑に職務を執行できるよう運用致します。
 - 取締役会をスリム化し、会社経営における意思決定の迅速化を図るとともに、執行役員制度を導入して職務執行の効率化を図ります。
- 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社および子会社が、一体性を有する企業集団として互いに緊密な連携を保ちつつ、当社によるグループ経営の効率化を図るため、関係会社管理規程を定め、これに基づいて適正に子会社の管理を行います。
 - 倫理行動規範をグループ内で共有することによって、グループ全体のコンプライアンスに対する意識レベルを統一するとともに、子会社に対する適正な業務指導を通じてグループ内のガバナンスを確保します。
 - 子会社の監査役には、当社の取締役、監査役または使用人の中から代表取締役社長によって適任と認められた者がこの任に当たり、当該子会社の経営を監視します。
 - 監査役および内部監査室は、定期的に当社および子会社の会計および業務の監査を行い、その結果は代表取締役社長に報告します。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役は、自らの職務を補助すべき使用人が必要であると判断した場合は、監査役会の決議を経て取締役会に要請することができ、取締役会は、監査役の職務が円滑に行われるよう、当該使用人の人選に十分配慮の上、これに応ずるものとします。
 - 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、当該使用人の人選、異動、考課および懲戒に際して、監査役の同意を必要とすることによって、取締役からの独立性を確保します。
- 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 監査役は、毎月開催される取締役会において、各取締役より職務の執行状況について報告を受けるものとします。
 - 監査役は、取締役会の他、経営会議、常務会その他重要な会議に出席することができ、必要と判断した場合は、他の出席者に質問し、報告を求めることができるものとします。
 - 内部通報制度を利用して社内から通報を受けた不正や違法行為に関する情報については、その内容に拘わらず、倫理・コンプライアンス規程の定めにより監査役に報告されます。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は、任意に事業所に立ち入って財産の状況を調査する権限、当社が行った取引について決裁記録および会計証憑を調査する権限ならびに当社の意思決定に係るすべての情報を閲覧する権限を有します。
 - 監査役は、内部監査室、会計監査人および子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、互いに連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとします。

■ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を経営の基本姿勢としております。

具体的には、反社会的勢力との関わりを一切絶ち、不法・不当な要求を受けた場合は、毅然たる態度でこれを拒絶することを反社会的勢力に対する基本方針として内部統制基本方針および倫理行動規範に明記しております。そして、すべての役員および社員にこれを周知させ、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

また、総務部を反社会的勢力に対する統括対応部署として位置付け、総務部長を不当要求防止責任者に任命し、必要な施策を講じます。その一環として、外部専門機関である社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、必要な対策等について指導を受けるとともに、所轄警察署、顧問弁護士などとも連携し、意図せず反社会的勢力との関わりが生じてしまった場合に備えて、適切に対処可能な体制を整備しております。

その他、総務部社員は、会社を代表して外部専門機関による反社会的勢力排除に関する会議・研修等に参加し、関係情報の収集に努めます。収集した情報は、総務部が一元管理し、社内の注意喚起に活用するほか、社内研修会等を通じて各事業所の関係者に周知を図り、反社会的勢力との関わりが生じるリスクの回避に努めます。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

経営一般の課題として認識しておりますが、具体的な買収防衛策の導入はしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項は特にありません。

